

西部浄化センター  
下水汚泥固形燃料化事業

実 施 方 針

令和3年6月

松山市公営企業局

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

用語	定義
本事業	西部浄化センター下水汚泥固形燃料化施設の設計・建設、維持管理・運営について、民間事業者が一体的かつ長期的に実施することにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業」をいう。
事業用地	表 5 の事業用地をいう。
未利用用地	図 1 に示す未利用用地で、付帯事業を行うことのできる用地をいう。
事業者	本事業を委ねる民間事業者（特別目的会社を含む）をいう。
特定事業	DBO方式で実施することが、効率的かつ効果的であることが確認された場合の本事業をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に松山市公営企業局が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書（案）をいう。
特定事業契約	本事業において締結する契約一式をいう。具体的には、基本契約、建設工事（設計施工一括型）請負契約、維持管理・運営契約及び固形燃料化物売買契約をいう。事業者が付帯事業を行う場合は、付帯事業に係る契約を含む。
入札説明書等	入札公告の際に松山市公営企業局が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、実施方針、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）及び様式集をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
事業提案書等	事業提案書及び事業者選定過程において事業者が松山市公営企業局に対し書面ないしは口頭にて説明した内容をいう。
固形燃料化	脱水汚泥を炭化又は乾燥させることで、化石燃料の代替等として利用できる有価物を製造することをいう。
固形燃料化物	脱水汚泥を炭化又は乾燥させることで、化石燃料の代替等として利用できる有価物をいう。
固形燃料化施設	本事業で、要求水準書、事業提案書等に基づき事業者が事業用地に建設し、脱水汚泥を燃料化するための施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。なお、固形燃料化施設は、JIS規格（JISZ7312）を満足する固形燃料化物を製造できる性能を有すること。
固形燃料化施設等	固形燃料化施設及び固形燃料化施設建設に伴い実施した既存設備の改修等を含めた施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
既存設備	現在設置及び使用している機械設備、電気設備及び関連する場内配

用語	定義
	管等のすべての設備をいう。
副生成物	固形燃料化施設において製造されたもののうち、固形燃料化物としての性状を満足しないものをいう。
維持管理・運営	固形燃料化施設の点検・運転・維持・修繕・更新を事業者の責任において適切に実施し、施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう（固形燃料化施設で製造される固形燃料化物の松山市公営企業局からの買取、利用先の確保及び供給を含む）。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能を初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
更新	設備等が劣化して使用が困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。
応募者	固形燃料化施設の設計・建設、維持管理・運営等の能力を有し、本事業に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	総合評価委員会から最優秀提案者の選定を受けて、基本契約の締結を予定する者として松山市公営企業局が決定した入札参加者をいう。
総合評価委員会	D B O 事業としての事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審議を行う目的で、松山市公営企業局が設置する学識経験者及び市職員で構成される組織をいう。
共同事業体	事業者で複数の企業からなる事業体。施設の設計・建設、維持管理・運営の実施者を含む。
建設 J V	複数の企業からなる共同企業体で、本事業では設計・建設を目的とするものをいう。
特別目的会社	本事業の維持管理・運營業務の実施を目的として、落札者により設立される会社をいう。S P C (Special Purpose Company)
代表企業	事業者の構成員の中から選出された企業で、事業者を代表して応募手続き等を行う者をいう。
構成員	事業者のうち特別目的会社に出資を行う者をいう。
協力企業	事業者のうち特別目的会社に出資を行わない者をいう。
特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
法令等	法律、命令、条例、規則、要綱及び通知等をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定・施行又は改廃されることをいう。

用語	定義
不可抗力	松山市公営企業局及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち、通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。

## <目次>

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業の内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定方法及び結果の公表に関する事項	7
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1.	事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	9
2.	選定の手順及びスケジュール（予定）	9
3.	応募手続き等	10
4.	入札参加者の参加資格要件	12
5.	提案者の審査及び落札者の選定に関する事項	15
6.	契約に関する基本的な考え方	17
7.	提出書類の取扱い	18
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	20
1.	リスク分担の考え方	20
2.	要求する性能	20
3.	事業者の責任の履行確保に関する事項	20
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1.	立地に関する事項	22
2.	施設の概要	23
第5	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
1.	係争事由に係る基本的な考え方	24
2.	管轄裁判所の指定	24
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1.	基本的な考え方	25
2.	本事業の継続が困難となった場合の措置	25
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	26
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	26
3.	その他の支援に関する事項	26
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
1.	市議会の議決	27
2.	情報公開及び情報提供	27
3.	入札参加に関する費用負担	27
4.	問合せ先	27

### (添付資料)

様式1 下水汚泥等廃棄物供与申請書

様式2 実施方針等に関する質問書

様式3 実施方針等に関する意見書

資料1 事業スキーム図

資料2 リスク分担表

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業の内容に関する事項

#### (1) 事業名称

西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

##### ① 名称

西部浄化センター

##### ② 種類

下水汚泥処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

松山市公営企業管理者 大町 一郎

#### (4) 事業目的

松山市公営企業局（以下「公営企業局」という）では、松山市内の中央浄化センター、西部浄化センター、北部浄化センター、北条浄化センターの4浄化センターで発生する下水汚泥の処理は、西部浄化センターに集約して汚泥焼却炉にて焼却処分するほか、民間委託してセメント化、堆肥化の再利用を行っている。

本事業は、当該焼却炉に替わる施設として、固形燃料化施設を整備し、下水汚泥の有効利用、及び温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的とする。

さらに、ライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果、長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号以下「PFI法」という）の趣旨に準じたDBO（設計、建設、維持管理・運営一括発注：Design Build Operate）方式により本事業を実施するものとする。

#### (5) 事業概要

本事業は、西部浄化センター内に事業者が固形燃料化施設を整備し、公営企業局に所有権を移転後に、事業期間中において固形燃料化施設の維持管理及び運営（固形燃料化施設で製造される固形燃料化物の買取、利用先の確保及び供給を含む）を実施するものである。

また、事業者の独立採算による付帯事業として、西部浄化センター内の未利用用地利活用に係る提案も任意で受け付けることを予定している。

なお、事業者は、維持管理・運営開始までに固形燃料化施設の維持管理・運営業務の実施を目的とする特別目的会社を松山市内に設立し、その業務を行うものとする。

## ① 事業者の業務範囲

### ア 設計・建設段階

- 設計業務
- 建設業務
- 試運転性能確認業務
- その他（完成図書、各種申請図書の作成等）

### イ 維持管理・運営段階

- 維持管理業務（※1）
- 運営業務
- 固形燃料化物有効利用業務（※2）
- 消化槽加温用熱供給業務
- 試験業務
- ユーティリティ等の調達・管理業務
- 維持管理・運営業務計画の策定
- 運転管理マニュアルの作成
- 事業終了時対応業務
- その他（清掃業務、保安業務等）

※1 固形燃料化施設の修繕を含み、原則として更新を除く。公営企業局の条件変更や不可抗力等により更新が必要となった場合には、費用負担の方法等について協議を行う。

※2 公営企業局は、脱水汚泥を事業者に供給し、事業者は固形燃料化施設において製造された固形燃料化物を、維持管理・運営期間にわたり公営企業局から買い取ること。あわせて事業者は、公営企業局から買い取った固形燃料化物の利用先を確保し（事業者自らその固形燃料化物の利用者となることを妨げない）、維持管理・運営期間にわたり、全量有効利用すること。なお、事業提案書の提出時に、以下の書類を提出すること。

- 固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該固形燃料化物（有価物）を持ち込むことに関する事前説明を行った結果を証明する書類（議事録等）。なお、事前説明は、資格審査通過者が行うものとする。

事業者の事由による固形燃料化施設の休止時（定期点検ほか、故障等も含む）には、事業者が自らの負担で脱水汚泥の外部搬出を行い、それ以外の予期せぬ事態による固形燃料化施設の休止時には、公営企業局と事業者は協議の上、脱水汚泥の外部搬出を行うこととする。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた有効利用先の方針転換や、温室効果ガス削減効果の高い有効利用先の新設など、事業期間中の有効利用先の変更、追加の必要が生じた場合には、公営企業局と事業者が協議の上、有効利用先の取扱いを決定する。



## ウ 付帯事業（提案は任意）

- 未利用用地利活用事業（※1）

※1 事業者の提案により、西部浄化センター内の未利用用地を用いた独立採算による事業を行うことができる。利用可能な未利用用地は第4に示す。  
事業内容は提案によるが、下水浄化センター内における用地の使用許可による事業であることに留意すること。また、経済面や環境面等から松山市にとって有益な提案であるものに限る。

## ② 公営企業局の業務範囲

### ア 設計・建設段階

- 西部浄化センター運転管理業務受託者と事業者との調整
- 固形燃料化施設に関わる国庫補助金申請手続
- 固形燃料化施設の建設及び稼働に必要な許認可等の取得及び届出の提出（公営企業局が取得又は提出すべきものに限る。）
- 各種責任分界点までの設計及び建設
- 固形燃料化施設の設計、建設の監督及び検査
- その他必要な業務

### イ 維持管理・運営段階

- 責任分界点までの脱水汚泥の供給
- 各種責任分界点までの維持管理・運営
- 業務実施状況の確認
- 固形燃料化施設に関わる国庫補助金申請手続
- その他これらを実施する上で必要な業務

## ③ 事業規模

固形燃料化施設の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

### ア 固形燃料化施設規模

イ に示す処理対象物について、ウ の計画処理量を、脱水汚泥供給量の変動も考慮した上で安定的に処理できる能力とし、施設の適切な保守点検を前提とした年間施設稼働率を考慮して算出される施設規模を公称能力とする。なお、系列数は問わない。

## イ 処理対象物

処理対象物は、以下の下水浄化センターで発生する脱水汚泥とする。

- ・松山市中央浄化センター：脱水汚泥（消化汚泥）
- ・松山市西部浄化センター：脱水汚泥（消化汚泥）
- ・松山市北部浄化センター：脱水汚泥
- ・松山市北条浄化センター：脱水汚泥（消化汚泥）

（ただし、消化槽の修繕等の運用条件により、消化汚泥、未消化汚泥、消化・未消化混合汚泥を対象とした脱水汚泥とする場合がある）

## ウ 計画処理量

本施設において固形燃料化する脱水汚泥の事業期間 19.5 年間の計画処理量は以下に示すとおりである。

計画日最大処理量	: 69.2 t-WET/日
・中央浄化センター	: 41.5 t-WET/日
・西部浄化センター	: 19.1 t-WET/日
・北部浄化センター	: 5.2 t-WET/日
・北条浄化センター	: 3.4 t-WET/日
計画年間処理量	: 25,258 t-WET/年
最小年間供給量	: 20,000 t-WET/年（平成 30 年度実績）

## エ 対象施設

表 1 に示す。

## オ 脱水汚泥性状

要求水準書（案）別紙に示す。

## カ 固形燃料化物を製造する技術方式

本事業の固形燃料化施設に導入する技術方式は、次のいずれかに該当するものに限る。

- （ア）日本国内における脱水汚泥を炭化又は乾燥させる施設において、20t-WET/日以上  
の施設規模の導入実績を有するもの。
- （イ）次のいずれかの評価、証明を本事業の募集開始の日までに得ているもの。
  - ・公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明又は新技術研究成果証明
  - ・国土交通省による B-DASH 事業の実証評価
- （ウ）下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン—改訂版—平成 30 年 1 月（国土交通省  
水管理・国土保全局下水道部）参考資料—1 エネルギー化技術の概要表資-1.1~  
1.3 に記載のある技術

なお、本事業で建設する固形燃料化施設に対しては、下水道事業に係る国の交付金等を活用する予定であり、事業者は交付金の要綱等を熟知し、その趣旨に沿った施設を設計、建設を行うこと。

表 1 設計・建設と維持管理・運営の対象施設（事業者が行うもの：○）

対象施設		設計	建設	運営・維持管理	備考	
機械設備	1	ケーキ圧送ポンプ設備	○	○	—	注1)
	2	ケーキ受入設備	○	○	○	
	3	ケーキ貯留供給設備	○	○	○	
	4	固形燃料化炉設備	○	○	○	
	5	固形燃料貯留設備	○	○	○	
	6	固形燃料搬出設備	○	○	○	
	7	排ガス処理設備	○	○	○	
	8	排煙設備	○	○	○	
	9	用役設備	○	○	○	
	10	薬品設備	○	○	○	
	11	排水設備	○	○	○	
	12	配管設備	○	○	○	
	13	温水供給設備	○	○	○	
	14	消化ガス供給設備	○	○	○	
	15	脱臭設備	○	○	○	
電気設備	1	高圧配電設備	—	—	—	注2)
	2	高圧受変電設備	○	○	○	
	3	特殊電源設備	○	○	○	
	4	非常用自家発電設備	○	○	○	注3)
	5	運転操作設備	○	○	○	
	6	計装設備	○	○	○	
	7	監視制御設備	○	○	○	
	8	配線等	○	○	○	
建築施設	1	建屋	○	○	○	
	2	建築付帯設備	○	○	○	
土木施設	1	地下構造物・基礎類	○	○	○	
	2	場内整備	○	○	○	

注1) 必要能力検証の上、ポンプ設備・配管の改築及び新設を事業者が行う。

注2) 西部浄化センター運転管理棟電気室から固形燃料化施設までの高圧ケーブル配線は事業者が行う。

注3) 非常時に炉等の安全停止・保安に必要な容量とする。

## (6) 事業方式

P F I 法の趣旨に準じた D B O 方式

## (7) 事業期間・スケジュール (予定)

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

落札者の決定	令和4年1月 (予定)
基本契約の締結	令和4年3月 (予定)
設計・建設期間	建設工事請負契約締結の日～令和7年9月30日
維持管理・運営期間	令和7年10月1日～令和27年3月31日 (19.5年間)
付帯事業の期間	令和27年3月31日まで (開始時期は提案による)

## (8) 事業者の収入及び公営企業局への支払い

### ① 設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料 A)

公営企業局は、事業者に対して、本事業の設計・建設業務に係る対価をサービス購入料 A とし、設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。なお、設計・建設期間における物価変動による改定は、松山市工事請負契約約款に準ずることを予定している。詳細は特定事業契約書 (案) において示す。

また、公営企業局は、下水道事業に係る国庫補助金を活用する予定である。事業者は、公営企業局が国庫補助金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

### ② 維持管理・運営に係る対価 (サービス購入料 B)

公営企業局は、次に示すサービス購入料を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払うこととする。なお、物価変動による改定は原則として年 1 回行うこととする。

#### ア サービス購入料 B-1 (固定費相当分)

維持管理・運営に係る対価のうち、固定費相当分については、維持管理・運営期間にわたって事業者の四半期に 1 回、同額を支払う。

#### イ サービス購入料 B-2 (変動費相当分)

維持管理・運営に係る対価のうち、変動費相当分については、維持管理・運営期間にわたって事業者の四半期に 1 回、下式により計算された金額を支払う。

$$\boxed{\text{支払金額} = \text{脱水汚泥の実処理量 (wet-t)} \times \text{提案単価 (円/wet-t)}}$$

#### ウ サービス購入料 B-3 (修繕費相当分)

維持管理・運営に係る対価のうち、修繕費相当分については、維持管理・運営期間にわたって事業者の計画する業務内容に従い、四半期に 1 回、金額を支払う。

### ③ 固形燃料化物の有効利用による収入

事業者は、維持管理・運営期間を通じて公営企業局から買い取った固形燃料化物の有効利用先を確保し、全量販売・運搬すること。この有効利用に際して得られた収入は全て事業者の収入となる。

なお、固形燃料化施設において発生した副生成物の処分費（運搬費含む）は、事業者が負担する。

### ④ 事業者の公営企業局への支払い

事業者は、維持管理・運営期間中に製造された固形燃料化物を有価物として公営企業局から全量買い取り、その金額を公営企業局へ納付すること。固形燃料化物の買取価格に係る条件は、入札説明書等において示す。

また、付帯事業として未利用用地利活用事業を実施する場合には、その使用面積に応じて、松山市公営企業局固定資産管理規程（平成11年12月28日企業局規程第11号）に基づく使用料を納付すること。使用料の詳細は、入札説明書等において示す。

## （9）事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中、維持管理・運営業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において固形燃料化施設を要求水準書（案）に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。

なお、固形燃料化施設の事業期間終了時の措置について、事業期間終了の3年前を目処に公営企業局及び事業者は協議を開始する。

ただし、付帯事業については、原則として事業期間終了時（事業期間終了後6ヶ月以内）に事業者の費用負担により原状回復を行い、公営企業局に付帯事業に係る未利用用地を引き渡すこととする。

## （10）遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。関係法令等の具体名称は、要求水準書（案）に示すものとする。

## 2. 特定事業の選定方法及び結果の公表に関する事項

### （1）選定基準

公営企業局は、PFI法及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」などを踏まえ、公営企業局自らが実施する場合と比較して、本事業をDBO方式として実施することにより、事業期間を通じて公営企業局の財政負担の縮減が期待できる場合、又は公営企業局の財政負担が同一水準にある場合で、公共サービス水準の向上が期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

## (2) 選定方法

特定事業の選定は、次の手順により客観的評価を行う。

### ① 公営企業局の財政負担の定量的な評価

本事業を公営企業局自らが実施する場合の財政負担額と、DBO方式で実施する場合の公営企業局の財政負担額を比較することにより評価する。

### ② DBO方式で実施することの定性的な評価

本事業をDBO方式で実施する場合で、固形燃料化施設の設計・建設及び維持管理・運営の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

### ③ 上記①及び②を踏まえた総合的な評価

上記の定量的評価及び定性的評価、並びに本実施方針等に関する質問・意見を総合的に勘案し、本事業をDBO方式で実施することの適否を評価する。そして、DBO方式で実施することが効率的かつ効果的であることが確認された場合は、本事業を特定事業として選定する。

## (3) 選定結果の公表

公営企業局は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

なお、選定結果は、令和3年7月（予定）に松山市ホームページにて公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、一般競争入札（総合評価落札方式）を採用することとする。

### 2. 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 2 募集及び選定スケジュール（予定）

時期		内容
令和3年 (2021年)	6月18日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
	6月18日～7月1日	実施方針等に関する質問・意見の受付
	7月16日	実施方針等に関する質問・意見への回答
	7月	特定事業の選定結果の公表
	8月	入札公告（入札説明書等の公表）
		入札説明書等の説明会の開催
		入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
	9月	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
		参加表明書の受付、資格審査書類の受付
		参加資格審査結果の通知
	10月	現地見学会の開催
		官民対話の実施・公表
	11月	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
入札説明書等に関する質問回答（第2回）		
12月	事業提案書の受付	
令和4年 (2022年)	1月	入札参加者によるプレゼンテーション・ヒアリング
		落札者の決定及び公表
	2月	基本協定の締結
	3月	基本契約の締結

### 3. 応募手続き等

#### (1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等についての質問・意見を、以下のとおり受け付ける。  
回答は、以下の予定日に松山市ホームページにて公表する。

##### ① 受付期間

令和3年6月18日（金）9:00 から令和3年7月1日（木）17:00 まで

##### ② 作成方法

様式2「実施方針等に関する質問書」、様式3「実施方針等に関する意見書」を用いること（Microsoft Excel2010 以上で対応可能なバージョンにより作成すること）。

##### ③ 提出先及び提出方法

電子メールの添付ファイルとして、第8の4で示す問合せ先に送信（提出）し、送信後、電話により着信を確認すること。

なお、実施方針等の内容について、電話での回答はしない。

##### ④ 回答方法

質問及び意見に対する回答は、以下の予定日に松山市ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。

##### ⑤ 回答公表予定日

令和3年7月16日（金）

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び意見、回答を公表しない場合がある。

#### (2) 固形燃料化物製造実験等に使用する汚泥の提供

応募者による事業提案書作成に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、固形燃料化物製造実験等に使用する脱水汚泥を提供する。脱水汚泥の提供は、実施方針等公表後から事業提案書の受付の前日まで、必要に応じて複数回の提供を可能とする。希望者は、様式1「下水汚泥等廃棄物供与申請書」に必要事項を記入し、第8の4で示す問合せ先に電子メールにて申し込むこと。なお、脱水汚泥の供与を受けるときには、応募者にて事前に必要な手続き（松山市環境部廃棄物対策課）を済ませておくこと。

#### (3) 実施方針の変更

公営企業局は、実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、松山市ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容



が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

#### (4) 特定事業の選定・公表

公営企業局は、実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、本事業をDBO事業として実施すべきか否かを評価する。DBO事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

#### (5) 入札公告、入札説明書等の公表、質問の受付

公営企業局は、令和3年8月（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）、様式集などの入札説明書等を公表する。

なお、入札説明書等に対する応募者からの質問の機会を、入札公告後2回設ける予定である。具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

#### (6) 参加表明、資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、公営企業局に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

#### (7) 現地見学会の開催

資格審査通過者を対象に、西部浄化センター内の施設や事業用地等を確認するための現地見学会を開催する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

#### (8) 官民対話の実施及びその結果に関する公表

資格審査通過者を対象に、公営企業局は対話を行う予定である。この目的は、①資格審査通過者に対し公営企業局の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解を促進するため、②リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③事業提案書の要求水準未達を防止するため、④それらをもって創意工夫の発揮により優れた提案を求めるため、などである。

その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係る、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

#### (9) 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載し

た事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

#### 4. 入札参加者の参加資格要件

応募者は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を全て満たしていることとする。

##### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業又は複数の企業で構成された共同事業体とする。応募者を構成する企業は構成員と協力企業とする。
- ② 応募者は、参加表明書に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらの者が携わる業務を明記すること。
- ③ 応募者の構成員又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、公営企業局が落札者と基本契約を締結後、落札者とならなかった応募者の協力企業が、事業者の協力企業として、特別目的会社から業務等を受託することは可能とする。
- ④ 上記③において、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。
- ⑤ 応募者が、固形燃料化施設の設計・建設を行う目的で建設JVを形成する場合、建設JVを構成する企業は、全て構成員又は協力企業とならなければならない。また、松山市が定める建設工事に係る共同企業体取扱要領に準拠すること。
- ⑥ 応募者の構成員の中から、1者を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。

##### (2) 応募者の参加資格要件等

応募者の構成員及び協力企業は、各々が携わる業務について、次の要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を兼務することが可能である。

###### ① 共通の参加資格要件

- ア PFI法第9条（欠格事由）の規定に該当する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、下記②アに掲げる松山市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く）でないこと。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、下記②アに掲げる松山市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く）でないこと。
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む）であること。
- キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等が本公告に係る入札に参加しようとする場合にあっては、その組合員が当該入札に同時に参加しようとする者でないこと。
- ク 本入札に係る公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号及び松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではないこと。
- コ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 総合評価委員会の審査員、又は当該審査員が属する企業
  - 株式会社ニュージェック
  - 弁護士法人御堂筋法律事務所

## ② 固形燃料化施設の設計・建設を行う者の参加資格要件

固形燃料化施設の設計・建設を行う者は、以下に示す要件のいずれにも該当すること。なお、建設 J V を形成する場合は、以下に示すアの要件は全ての企業がいずれも満たし、イ、ウの要件は 1 者以上が満たすこと。

- ア 令和 3 年度松山市競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「資格の種類：建設工事」に登録されていること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 平成 18 年 4 月 1 日から資格審査書類等提出期限日までの間に完成・引渡し完了した固形燃料化設備（乾燥又は炭化方式）、熔融設備又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が 20 t / 日以上に限る）のいずれかの新設工事に係る元請の施工実績（共同企業体としての実績は代表者としてのものに限る）を有すること。なお、P F I 法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社から受注し元請けとして施工した実績を含めるものとする。

### ③ 固形燃料化施設の維持管理・運営を行う者の参加資格要件

固形燃料化施設の維持管理・運営を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

- ア 資格者名簿の「資格の種類：委託（清掃・警備等）、業種：運転管理」に登録されていること。
- イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定された有資格者を配置することが可能なこと。
- ウ 平成18年度以降に供用を開始した固形燃料化設備（乾燥又は炭化方式）、熔融設備又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が20t／日以上に限る）のいずれかの運転管理業務の履行実績（複数の企業による実績は代表者としてのものに限る）を有すること。なお、履行実績は、履行期間が1年以上のものに限る。また、特別目的会社での履行実績の場合は、維持管理・運營業務実施企業のうちの最大出資者としての履行実績に限る。
- エ 複数の企業で実施することも認めるが、必ず1者以上が構成員となり、当該構成員のうちの1者が、アからウまでの要件を全て満たすこと。また、全ての企業がアの要件を満たすこと。

### ④ 付帯事業を行う者の参加資格要件

- ア 資格者名簿の付帯事業に関する「資格の種類、業種」に登録されていること。

資格者名簿に登録がない事業者が本事業への参加を希望する場合は、3.（6）に示す資格審査書類等の提出時において、入札公告時に示す様式集に掲載する必要書類を併せて提出すること。松山市競争入札参加資格者審査に準じて確認を行い、要件を満たしていれば、入札への参加を認める。

なお、次期の松山市競争入札参加者資格審査申請（令和3年10月頃予定）において必ず申請手続きを行い、松山市競争入札参加者資格を取得すること。

## （3）構成員の変更

### ① 構成員及び協力企業の変更に係る原則

応募資格確認基準日（参加資格審査の期限日を予定）以降、応募者の構成員及び協力企業（以下「構成員等」という）の一部又は全部が応募資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、応募資格確認基準日以降の応募者の構成員等の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成員等の変更」という）は、原則として認めない。

### ② 構成員の変更に係る特例

#### ア 応募資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

公営企業局は、応募資格確認基準日以降に応募者が構成員等の変更を申請した場合、

その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に公営企業局と協議を行わなければならない。また、申請は公営企業局が指定する書類を公営企業局に提出することにより行わなければならない。

#### イ 事業提案書提出日から落札者決定日まで

公営企業局は、事業提案書提出日以降に応募者の構成員等（代表企業を除く）の一部が応募参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員等の変更（応募参加資格を喪失した構成員等の脱退に限る）を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に公営企業局と協議を行わなければならない。また、申請は公営企業局が指定する書類を公営企業局に提出することにより行わなければならない。

### 5. 提案者の審査及び落札者の選定に関する事項

#### (1) 審査に関する基本的な考え方

総合評価委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び資格審査通過者から提出された事業提案書の審議を行う。総合評価委員会が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。

また、公営企業局は、総合評価委員会の審議結果を踏まえ落札者を決定する。

#### (2) 総合評価委員会の設置

公営企業局が設置した総合評価委員会は、学識経験者及び松山市職員（公営企業局職員を含む。）により構成される。

なお、本実施方針公表後から落札者決定までの間に、応募者又は入札参加者の構成員等が、総合評価委員会の委員及び審査員、また、松山市職員（公営企業局職員を含む。）に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者又は入札参加者を失格とする。

#### (3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階とする。総合評価委員会は、経済性、事業計画、施設整備・維持管理・運営能力、固形燃料化物有効利用の信頼性・安定性、資金調達計画、事業収支計画、その他の条件等を総合的に審査する。

なお、各審査における主な視点は以下のとおりとする。

### ① 資格審査

参加表明書と併せて提出された資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとする。提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

### ② 提案審査

#### ア 基礎審査

入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準について確認する。なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

#### イ 総合審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して総合的な審査を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、審査項目、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。

### (4) 落札者の決定・公表

公営企業局は、総合評価委員会の報告を基に落札者を決定する。公営企業局は、総合評価委員会が決定した最優秀提案結果と併せて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに、松山市ホームページ等で公表する。

なお、落札者決定から基本契約締結までの間における落札者の失格及び落札者の構成員等の変更は次のとおりとする。

- ① 落札者における構成員等が以下に示す不正事由に該当した場合の措置は以下のとおりである。

表 3 落札者の構成員等が不正事由に該当した場合の措置

分類	措置	例外規定
代表企業	失格	なし
代表企業を除く構成員		
協力企業	失格	公営企業局が変更を認めた場合

表 4 不正事由

不正事由
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき

不正事由
賄賂・談合等著しく公営企業局との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

② 落札者における構成員等の変更可否は、4.(3)に準ずる。

#### (5) 事業者の選定

公営企業局と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行う。なお、基本契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により基本契約の締結に至らなかった場合は、総合評価委員会の審査結果の上位の者から順に契約交渉を行う。

#### (6) 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び民間事業者の選定において、最終的に応募者あるいは入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も公営企業局の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をDBO事業として実施することが適当でないと公営企業局が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

### 6. 契約に関する基本的な考え方

本事業における契約に関する基本的な考え方を以下に示す(資料1「事業スキーム図」参照)。

#### (1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、入札公告時に示す基本協定書(案)に基づき、公営企業局と基本協定を締結しなければならない。

#### (2) 基本契約の締結

落札者は、本事業における設計・建設、維持管理・運営に関し、本事業に係る基本契約を公営企業局と締結しなければならない。

#### (3) 建設工事請負契約の締結

設計・建設企業又は建設JVは、基本契約に基づき、固形燃料化施設の設計・建設に関し、本事業に係る建設工事請負契約を公営企業局と締結しなければならない。

#### (4) 特別目的会社の設立

落札者となった構成員は、本事業の維持管理・運営を実施するための特別目的会社を、令和7年4月までに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として松山市内に設立し、商業登記簿謄本を公営企業局に提出しなければならない。

当該特別目的会社に出資する者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、公営企業局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する特別目的会社は、本事業及び付帯事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

特別目的会社に対する出資等の条件は以下のとおりとする。

① 参加表明書に記載した構成員による出資比率の合計が全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中唯一最大とすること。

② 特別目的会社への出資は少なくとも以下の要件を満たすこと。

ア 設計・建設企業（建設JVを形成する場合は、建設JVの代表企業）の出資

イ 維持管理・運営企業のうち、最大業務範囲実施者の出資

ウ 付帯事業を特別目的会社にて実施する場合には、付帯事業実施企業の出資

※付帯事業を実施するために、別途特別目的会社を設立することは妨げない。ただし、

付帯事業実施企業は別途設立する特別目的会社へ出資すること。

#### （５）維持管理・運営委託契約の締結

特別目的会社は、基本契約に基づき、固形燃料化施設の維持管理・運営（固形燃料化物の売買に係るものを除く。）に関し、本事業に係る維持管理・運営委託契約を公営企業局と締結しなければならない。

#### （６）固形燃料化物の売買契約の締結

特別目的会社は、基本契約に基づき、固形燃料化施設により製造される固形燃料化物の販売に関し、本事業に係る固形燃料化物売買契約を公営企業局と締結しなければならない。

#### （７）付帯事業契約の締結

落札者から付帯事業の提案があった場合には、付帯事業実施企業又は特別目的会社（付帯事業を実施するために別途設立する特別目的会社も可）は、基本契約に基づき、本事業に係る付帯事業契約を公営企業局と締結しなければならない。ただし、提案された付帯事業の内容によっては、公営企業局は付帯事業の実施を認めない場合がある。

## 7. 提出書類の取扱い

### （１）著作権

公営企業局が示した図書の著作権は公営企業局に帰属し、その他の事業提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

なお、公営企業局は、本事業においての公表時及びその他公営企業局が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合に限り（ただし、落札者については落札者の同意なくして）、事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。



## (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

#### 1. リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、公営企業局と事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によることとする。なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問・意見の結果を踏まえ、特定事業契約書（案）として入札説明書等において示す。

#### 2. 要求する性能

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

なお、事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、施設の機能が十分発揮できるような建設、維持管理及び運営を行うこと。

#### 3. 事業者の責任の履行確保に関する事項

##### (1) 事業者の責任の履行について

事業者は、特定事業契約に従って責任を履行する。

##### (2) 入札保証金

免除する。

##### (3) 契約保証金

事業者は建設工事請負契約の履行を確保するために、履行保証保険等による契約期間中の履行保証を行うものとする。

なお、詳細については、入札説明書等において示す。

##### (4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

###### ① モニタリングの目的

公営企業局は、事業者が特定事業契約に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

###### ② モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、特定事業契約書において定める。

### ③ モニタリングの実施時期及び概要

#### ア 設計段階

事業者は、実施設計の内容について適宜公営企業局と協議を行うと共に、完了時に実施設計図書を提出し、公営企業局の完了検査を受ける。

#### イ 建設段階

事業者は、週間・月間工事工程表を作成し定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うと共に、公営企業局が要請した時期に出来高検査を受ける。

また、公営企業局が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うと共に、公営企業局はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

#### ウ 工事完成・施設引渡段階

事業者は、施工記録を用意して、現場での公営企業局の完了検査を受ける。

#### エ 維持管理・運営段階

事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。

#### オ 財務状況

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、公営企業局に報告を行う。

### ④ 性能未達の場合における措置

公営企業局は、モニタリングの結果、特定事業契約書に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、特定事業契約書に定める規定に従い、事業者に対し勧告や設計・建設及び維持管理・運営業務に係る減額等の措置をとる。

なお、減額措置の詳細については、入札説明書等において示す。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地に関する事項

固形燃料化施設の立地に関する事項を以下に示す。

表5 対象施設の立地条件

	用地
事業場所	松山市南吉田町 2798-80
区域区分	市街化区域
用途地域	工業専用地域 容積率 200%、建ぺい率 60%
防火地域	指定なし
事業用地	面積：約 2,750 m <sup>2</sup> 使用可能な範囲は下図の赤枠に示す。 概略寸法：約 50m×約 55m
未利用用地面積	面積：約 2,050 m <sup>2</sup>



図1 西部浄化センターの一般平面図及び事業用地等位置図

## 2. 施設の概要

固形燃料化施設の構成は以下を予定している。詳細は要求水準書（案）において示す。

- (1) 脱水汚泥の受入・貯留・搬送、固形燃料化処理、固形燃料化物の貯留・搬出に必要な機械設備、電気設備、土木施設、建築施設
- (2) 排水処理施設（除外施設の設置基準を超過する場合に適用）
- (3) 環境条件等を達成するために必要となる機械設備及び電気設備
- (4) 固形燃料化施設等を設置するための建築物又は工作物等及び建築設備
- (5) 上水、再生水の引き込み、プラント排水、下水の所定箇所への排水施設
- (6) 固形燃料化施設周辺の場内整備（管理用道路、緑地帯 等）
- (7) 消化槽設備からの消化ガス受給と、温水供給に必要な機械設備及び電気設備

## 第5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、公営企業局と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、法令及び特定事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

### 2. 管轄裁判所の指定

本事業の基本協定及び特定事業契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、特定事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、公営企業局は特定事業契約の定めに従い、事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、公営企業局は特定事業契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、特定事業契約において定める。
- イ 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、公営企業局は特定事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記ア、イの規定により、公営企業局が特定事業契約を解除した場合、事業者は公営企業局に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 公営企業局の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者は、特定事業契約の定めに従い、特定事業契約を解除することができるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、公営企業局は事業者に生じた損害を賠償する。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、公営企業局又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、公営企業局及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、公営企業局及び事業者は特定事業契約を解除することができる。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 国庫補助金の取扱い

本事業で建設する固形燃料化施設に対しては、下水道事業に係る国庫補助金を活用することを想定している。

#### (2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

### 3. その他の支援に関する事項

公営企業局は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者へ支援を行う。



## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 市議会の議決

松山市長は、本事業に係る令和3年度予算（令和3年度から令和26年度までの債務負担行為の設定を含む）に関する議案を、令和3年3月の松山市議会第1回定例会に提出し、議決を得ている。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、松山市ホームページ等を通じて適宜行う。

### 3. 入札参加に関する費用負担

本事業への入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業の内容に関する問合せは受け付けない。

松山市公営企業局 管理部 下水浄化センター

所在地：〒790-0062 愛媛県松山市南江戸四丁目1-1

中央浄化センター内管理棟2階

電話：089-922-3162

電子メール：kg-gesuijouka@city.matsuyama.ehime.jp

様式1（第3条関係）

## 下水汚泥等廃棄物供与申請書

令和 年 月 日

松山市公営企業管理者 大町 一郎 様

申請者  
住所  
電話番号  
氏名

印

試験研究に使用するため、下水汚泥等廃棄物の供与について、次のとおり申請します。

試験研究機関の名称			
試験研究機関の所在地			
試験研究の目的及び概要			
採取予定処理場名	中央浄化センター 西部浄化センター	※整理番号	
採取予定産業廃棄物の種類	脱水汚泥	※受理年月日	令和 年 月 日
予定数量		※審査結果	
試験研究の予定期間		※備 考	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る措置(注1)			

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 4 （注1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可を要しないことについて、松山市長（廃棄物対策課）の確認を受けたことが分かる書類を添付すること。

実施方針等に関する質問書

「西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

No.	資料名	頁	章	項				タイトル	内容
				1	(1)	①	ア		
(記載例)	実施方針	1	第1	1	(1)	①	ア	〇〇〇〇	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

- 注) 1. Microsoft Excel (Microsoft Excel2010で対応可能なバージョン) により作成すること。  
 2. 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入すること。  
 3. 行が不足する場合には、適宜調整すること。  
 4. 実施方針、要求水準書（案）別に、該当箇所の順番に並べること。  
 5. 質問は、各行につき1点とすること。（一つの行に複数の質問を含まないこと。）  
 6. 不開示を希望する質問についてはその旨を記載すること。

実施方針等に関する意見書

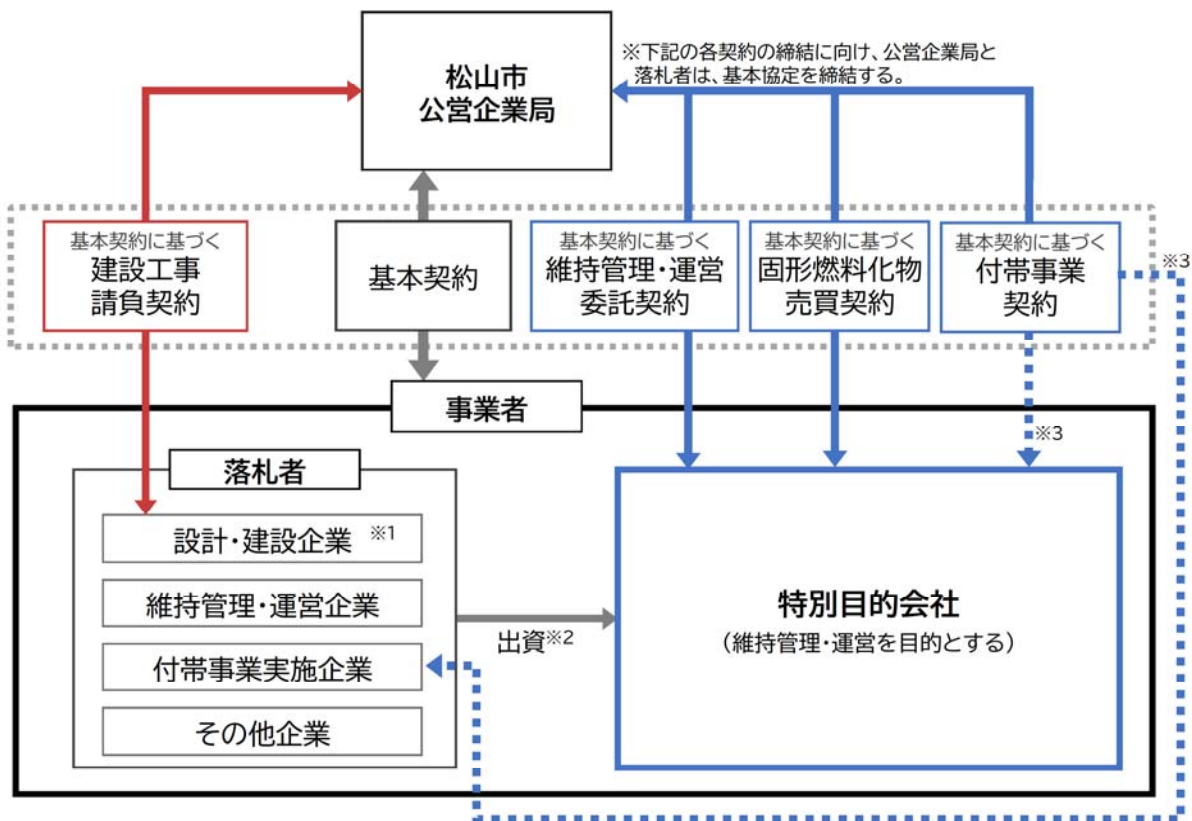
「西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

No.	資料名	頁	章	項				タイトル	内容
				1	(1)	①	ア		
(記載例)	実施方針	1	第1	1	(1)	①	ア	〇〇〇〇	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

- 注) 1. Microsoft Excel (Microsoft Excel2010で対応可能なバージョン) により作成すること。  
 2. 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入すること。  
 3. 行が不足する場合には、適宜調整すること。  
 4. 実施方針、要求水準書（案）別に、該当箇所の順番に並べること。  
 5. 意見は、各行につき1点とすること。（一つの行に複数の意見を含めないこと。）  
 6. 不開示を希望する意見についてはその旨を記載すること。

資料1 事業スキーム図



- ※1 建設JVを形成する場合、公営企業局と建設JVが建設工事請負契約を締結する。
- ※2 落札者のうち、以下の企業は、特別目的会社に必ず出資を行うこと。
  - ・設計・建設企業(建設JVの代表企業)
  - ・維持管理・運営企業のうち、最大業務範囲実施者
- ※3 付帯事業は、付帯事業実施企業による実施のほか、①維持管理・運営を目的とする特別目的会社の実施、②別の特別目的会社を設立した実施も妨げない。ただし、①②の場合は、付帯事業実施企業がそれぞれの特別目的会社へ出資すること。

資料2 リスク分担表

段階	リスク種別		No.	リスクの内容	負担者	
					公営企業局	事業者
共通	制度変更 リスク	構想・計画	1	公営企業局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
		法令変更	2	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等	○	
			3	No.2以外の法制度の新設・変更等であつて、公営企業局が対応すべき事項	○	
			4	No.2以外の法制度の新設・変更等であつて、事業者が対応すべき事項		○
			5	消費税率の変更	○	
		税制変更	6	本事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益にかかる税、消費税を除く）	○	
			7	法人の利益にかかる税の変更		○
			許認可	8	公営企業局の帰責事由による許認可取得遅延	○
		9		上記以外の事由による許認可等取得遅延		○
		国庫補助金	10	国庫補助金の不適用（事業者の帰責事由によるものを除く）	○	
	社会 リスク	住民対策	11	事業実施そのものに対する住民対策	○	
			12	事業者が実施する業務に関する住民対策（主に、工事及び運用時の騒音・振動・悪臭、工事車両の出入り等への対策）		○
		環境保全	13	事業者が実施する業務に関する環境問題（周辺への大気・水質等の環境悪化等）		○
		第三者への 賠償	14	公営企業局の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			15	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
		安全確保	16	設計、施工、維持管理業務等における安全性の確保		○
		保険	17	施設の設計・施工段階及び維持管理・運営段階のリスクをカバーする保険		○
	経済 リスク	物価変動	18	一定の範囲内の物価変動による費用増減		○
			19	一定の範囲を上回る物価変動又は急激なインフレ・デフレによる費用増減	○	
	中止・延 期リスク	構成員・協力 会社	20	構成員・協力会社の能力不足等による事業悪化		○
		債務不履行	21	公営企業局の帰責事由による事業中止・遅延、支払の遅延・不能によるもの	○	
			22	事業者の帰責事由（事業破綻、事業放棄、遅延）による事業の中止・延期		○
	入札説明書類リスク	23	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○		
	不可抗力リスク	24	戦争、暴動、地震、台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	○	△※	

※一定の割合までは事業者も負担。

段階	リスク種別		No.	リスクの内容	負担者	
					公営企業局	事業者
契約締結前	契約前リスク	応募費用	25	応募に係る費用負担		○
		契約	26	公営企業局の帰責事由による契約の未締結	○	
			27	事業者の帰責事由による契約の未締結		○
調査・設計	設計リスク	測量・調査	28	公営企業局が実施した測量・調査に関するもの	○	
			29	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
			30	既調査(参考資料)に関し、測量・地質調査等の必要性の判断		○
		設計	31	公営企業局が提示した与条件の不備	○	
			32	事業者が実施した設計の不備		○
		用地等	33	事業用地等の確保に関するもの	○	
			34	建設に要する資材置き場等の確保に関するもの		○
			35	事業用地等の土壌汚染、地下埋設物等に関するもの	○	
施工	建設リスク	工事完了の遅延	36	公営企業局の指示等により、契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			37	事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合		○
		工事費増大	38	公営企業局の指示による工事費の増大	○	
			39	事業者の帰責事由による工事費の増大		○
		要求水準未達	40	施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない(施工不良含む)ことによるもの		○
		引渡前損害	41	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害 ※不可効力による場合は、No. 24 を適用		○
		契約不適合	42	施設の設計・施工についての契約不適合		○
維持管理・運営	管理運営リスク	事業開始遅延	43	公営企業局の帰責事由による事業開始の遅延	○	
			44	事業者の帰責事由による事業開始の遅延		○
		性能未達	45	事業者の管理・運営が性能を満たさない場合		○
		施設損傷	46	公営企業局の帰責理由により施設が損傷した場合	○	
			47	事業者の帰責理由により施設が損傷した場合		○
		施設改修	48	公営企業局の帰責事由により施設改修が必要となった場合	○	
			49	事業者の帰責事由により施設改修が必要となった場合		○
		管理・運営内容変更	50	公営企業局の帰責事由による事業内容の変更	○	
		下水汚泥の供給	51	公営企業局から事業者へ提供される汚泥の質又は量の変更(一定範囲内)		○
			52	公営企業局から事業者へ提供される汚泥の質又は量の変更(一定範囲を超えた部分)	○	

段階	リスク種別		No.	リスクの内容	負担者	
					公営企業局	事業者
維持管理・運営	管理運営リスク	下水汚泥の受入れ	53	公営企業局の帰責事由により下水汚泥が受入れられない場合の追加費用	○	
			54	事業者の帰責事由により下水汚泥が受入れられない場合の追加費用（定期修繕時等含む）		○
		消化ガスの供給	55	公営企業局から事業者提供される消化ガスの質又は量の変更（一定範囲内）		○
			56	公営企業局から事業者提供される消化ガスの質又は量の変更（一定範囲を超えた部分）	○	
	下水汚泥有効利用リスク	固形燃料化物の品質	57	公営企業局の帰責事由により、仕様通りの固形燃料化物の製造が行われない場合	○	
			58	事業者の帰責事由により、仕様通りの固形燃料化物の製造が行われない場合		○
		固形燃料化物の有効利用	59	公営企業局の帰責事由により、仕様通りの固形燃料化物の製造が行われないことで、製造された固形燃料化物が有効利用されない場合	○	
			60	事業者の帰責事由により、仕様通りの固形燃料化物の製造が行われないことで、製造された固形燃料化物が有効利用されない場合		○
			61	有効利用先の帰責事由により、製造された固形燃料化物が有効利用されない場合		○
		固形燃料化物の貯蔵・運搬	62	適正な固形燃料化物の貯蔵・運搬に関する責任・費用負担		○
			63	固形燃料化物搬出・搬入に係る区間及び利用先周辺への対応		○
	事業終了	終了手続きリスク	64	施設移管手続きに伴う諸費用発生、SPCの清算手続きに伴う損益等		○
			65	事業終了時の施設性能の要求水準の未達		○